

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (アイヌ政策推進室)	1
○北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則..... (地域医師確保推進室)	2
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定... (循環型社会推進課)	4
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除..... (環境推進課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	5
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	5
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	5
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	5
○土砂災害警戒区域の指定..... (砂防災課)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災課)	6

規 則

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則
北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知事」を「毎年度知事」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前年度に引き続き修学資金の貸付を受けようとする者については、第1号に掲げる書類の添付を要しない。

第2条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 誓約書（別記第1号様式の2）

第4条の次に次の1条を加える。

（連帯保証人の変更の届出）

第4条の2 条例第4条の2第2項の規定による連帯保証人の変更の届出は、別記第2号様式の2の連帯保証人変更届を知事に提出してしなければならない。

第5条第3項中「又は保護者」を「若しくは保護者又は連帯保証人」に改め、同条第4項中「又は遺族」を「若しくは遺族又は連帯保証人」に改める。

別記第1号様式中「親せき宅」を「親戚宅」に、

修学資金等の送金	住 所		銀行	支店
先住所・氏名	ふりがな		(口座番号 普通・当座)	
	氏 名			

修学資金等の送金	住 所		銀行	支店
先住所・氏名	ふりがな		(口座番号 普通・当座)	
	氏 名			
連帯保証人	ふりがな		年 月 日生	
	氏 名		(歳)	
	現住所	〒 - 連絡先TEL () -		
	本 籍			
	職 業			
申請者との関係				

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

申請者 住所

氏名

㊞

保護者 住所

氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

私は、北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例に基づき修学資金等の貸付を受けることになった場合は、(大学・短期大学)の学業に専念するとともに、同条例及び北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の条項を堅く守り、貸付を受けた修学資金等を誠実に返還することを誓います。

連帯保証人は、上記申請者に係る北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の規定により貸付を受けた修学資金等について、一切の債務を連帯して保証します。

なお、次年度以降において引き続き修学資金の貸付を受ける場合にも、この誓約内容を守ります

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2 (第4条の2関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

貸付決定者 住所
氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更しましたので、届け出ます。

新 た な 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	-----
	生年月日	年 月 日生(歳)
	現 住 所	〒 - 連絡先TEL () -
	本 籍	
	職 業	
	貸付決定者との関係	
従 前 の 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	-----
	現 住 所	〒 - 連絡先TEL () -
変更の理由		

上記貸付決定者に係る北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の規定により貸付を受けた修学資金等について、一切の債務を連帯して保証します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

新連帯保証人 氏名 ㊟

別記第8号様式中 「(貸付決定者)住所
(保護者)氏名 ㊟」を 「(貸付決定者)
(保護者)住所
(連帯保証人)氏名 ㊟」

住所
氏名 ㊟に、「(貸付決定者)住所
(保護者)住所」を 「(貸付決定者)住所
(保護者)住所
(連帯保証人)住所」に改める。

る。

別記第11号様式中

「借受者 住所
氏名 ㊟を
保護者 住所
氏名 ㊟」

「借 受 者 住所
氏名 ㊟」

保 護 者 住所
氏名 ㊟に改める。

連 帯 保 証 人 住所
氏名 ㊟」

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金等について適用し、同日前に最初の貸付の決定を受けた者に係る修学資金等については、なお従前の例による。

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第3号

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則
(北海道立衛生学院学則の一部改正)

第1条 北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第7条中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条第1号中「ア、イ又はエ」を「アからウまで又はオ」に改め、「准看護師又は」の次に「学校教育法に基づく」を加え、「エまで」を「オまで」に改め、同号エ中「第21条第4号」を「第21条第5号」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「看護師学校」を「看護大学、看護師学校」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「第21条第2号」を「第21条第3号」に、「の卒業証明書又は看護師養成所を」を「を卒業したこと又は」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「保健師助産師看護師法（以下この号及び次号において「法」という。）第21条第1号」を「法第21条第2号」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 保健師助産師看護師法（以下この号及び次号において「法」という。）第21条第1号に規定する大学（以下この号並びに第8条の2第1項及び第2項において「看護大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業したこと又は修めて卒業する見込みであることを証する書類及び当該看護大学の成績証明書第8条の2第1項及び第2項を次のように改める。

次に掲げる学校又は養成所に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

- (1) 看護大学、保健師助産師看護師法第19条第1号、第20条第1号若しくは第21条第2号に規定する学校（次項において「看護師等学校」という。）又は同法第19条第2号、第20条第2号若しくは第21条第3号に規定する養成所（次項において「看護師等養成所」という。）
- (2) 歯科衛生士法第12条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する養成所
- (3) 臨床検査技師等に関する法律第15条第1号に規定する学校又は養成所

2 学院長は、道外の看護大学、看護師等学校若しくは看護師等養成所又は他の道立の看護師等養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。）から地域看護学科、助産学科又は看護学科に転学を志望する者があるときは、その者が志望する学科の定員に欠員がある場合に限り、その者の転学（看護学科を志望する者にあつては、その者が特定学校養成所で修得した単位に応じた相当学年への転学）を許可することができる。

第8条の2第3項を削り、同条第4項中「第2項又は」を削り、「道外の看護師学校養成所等」を「特定学校養成所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第3項」を削り、同項を同条第4項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 当分の間、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号）附則第4条第1項の規定により同法第1条の規

定による改正後の保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により指定を受けた大学とみなされた大学において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者又は修める見込みである者に対する第5条第1号及び第2号並びに第7条第1号ア（これらの規定を第8条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第5条第1号中「第21条各号」とあるのは「第21条第2号から第5号まで又は保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号）附則第4条第2項の規定による読替え後の保健師助産師看護師法第21条第1号（次号において「読替え後の第21条第1号」という。））」と、同条第2号中「第21条各号」とあるのは「第21条第2号から第5号まで又は読替え後の第21条第1号」と、第7条第1号ア中「又は」とあるのは「若しくは」と、「を証する」とあるのは「又は3年以上当該学科を修めたこと若しくは修める見込みであることを証する」とする。

（北海道立網走高等看護学院学則の一部改正）

第2条 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「高等看護学院等」を「看護師学校養成所」に、「学校及び同条第2号」を「大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号」に改め、「養成所」の次に「（次項において「看護師養成所」という。）」を加え、同条第2項中「、道外の高等看護学院等」を「、道外の看護師学校養成所又は他の道立の看護師養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。））」に、「道外の高等看護学院等で」を「特定学校養成所で」に改め、同条第3項中「道外の高等看護学院等」を「特定学校養成所」に改める。

（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）

第3条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年法律第203号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第6条第1号及び第2号中「保健師助産師看護師法」を「法」に改める。

第8条中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条第1号中「ア、イ又はエ」を「アからウまで又はオ」に改め、「准看護師又は」の次に「学校教育法に基づく」を加え、「エまで」を「オまで」に改め、同号エ中「保健師助産師看護師法第21条第4号」を「法第21条第5号」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「看護師学校」を「看護大学、看護師学校」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「保健師助産師看護師法第21条第2号」を「法第21条第3号」に、「の卒業証明書又は看護師養成所を」を「を卒業したこと又は」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「保健師助産師看護師法第21条第1号」を「法第21条第2号」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第21条第1号に規定する大学（以下この号及び第10条の2第1項において「看護大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業したこと又は修めて卒業する見込みであることを証する書類及び当該看護大学の成績証明書

第10条の2第1項中「高等看護学院等（保健師助産師看護師法）を「看護師等学校養成所（看護大学、法）に、「及び第21条第1号」を「若しくは第21条第2号」に、「並びに同法」を「又は法」に、「及び第21条第2号」を「若しくは第21条第3号」に改め、「養成所」の次に「（次項において「看護師等養成所」という。）」を加え、同条第2項中「高等看護学院等から地域看護学科又は助産学科に」を「看護師等学校養成所又は他の道立の看護師等養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。）から」に改め、「の転学」の次に「（看護学科を志望する者にあつては、その者が特定学校養成所で修得した単位に応じた相当学年への転学）」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項又は」を削り、「道外の高等看護学院等」を「特定学校養成所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第3項」を削り、同項を同条第4項とする。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号）附則第4条第1項の規定により同法第1条の規定による改正後の法第21条第1号の規定により指定を受けた大学とみなされた大学において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者又は修める見込みである者に対する第6条第1号及び第2号並びに第8条第1号ア（これらの規定を第10条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第6条第1号中「第21条各号」とあるのは「第21条第2号から第5号まで又は保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号）附則第4条第2項の規定による読替え後の法第21条第1号（次号において「読替え後の第21条第1号」という。））」と、同条第2号中「第21条各号」とあるのは「第21条第2号から第5号まで又は読替え後の第21条第1号」と、第8条第1号ア中「又は」とあるのは「若しくは」と、「を証する」とあるのは「又は3年以上当該学科を修めたこと若しくは修める見込みであることを証する」とする。

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

第4条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「高等看護学院等」を「看護師学校養成所」に、「学校及び同条第2号」を「大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号」に改め、「養成所」の次に「（次項において「看護師養成所」という。）」を加え、同条第2項中「、道外の高等看護学院等」を「、道外の看護師学校養成所又は他の道立の看護師養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。））」に、「道外の高等看護学院等で」を「特定

学校養成所で」に改め、同条第3項中「道外の高等看護学院等」を「特定学校養成所」に改める。

（北海道立江差高等看護学院学則の一部改正）

第5条 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「高等看護学院等」を「看護師学校養成所」に、「学校及び同条第2号」を「大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号」に改め、「養成所」の次に「（次項において「看護師養成所」という。）」を加え、同条第2項中「、道外の高等看護学院等」を「、道外の看護師学校養成所又は他の道立の看護師養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。））」に、「道外の高等看護学院等で」を「特定学校養成所で」に改め、同条第3項中「道外の高等看護学院等」を「特定学校養成所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第123号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指 定 番 号 第76号
- 2 指 定 の 区 域 日高郡新ひだか町三石稲見374番8の一部
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

北海道告示第124号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 平成22年北海道告示第189号により指定した区域（千歳市泉沢1007番47の一部）の全部

- 2 特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

北海道告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

就任	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
	平成23. 2.11	理 事	下川部 耕 二	檜山郡厚沢部町字稲見28番地の7
同	同	同	岩 佐 清 春	厚沢部町字美和300番地
同	同	同	西 口 辰 夫	厚沢部町字富里176番地
同	同	同	齊 藤 克 也	厚沢部町字当路506番地
同	同	同	川 村 英 樹	厚沢部町字鶉570番地の1
同	同	同	進 藤 貞 夫	厚沢部町字共和97番地
同	同	監 事	佐々木 勲	厚沢部町字鶉977番地の10
同	同	同	佐 藤 永 吉	厚沢部町館町115番地の9
退 任	同 23. 2.10	理 事	下川部 耕 二	厚沢部町字稲見28番地の7
同	同	同	岩 佐 清 春	厚沢部町字美和300番地
同	同	同	西 口 辰 夫	厚沢部町字富里176番地
同	同	同	齊 藤 克 也	厚沢部町字当路506番地
同	同	同	川 村 英 樹	厚沢部町字鶉570番地の1
同	同	同	進 藤 貞 夫	厚沢部町字共和97番地
同	同	監 事	佐々木 勲	厚沢部町字鶉977番地の10
同	同	同	佐 藤 永 吉	厚沢部町館町115番地の9

北海道告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
静内町土地改良区	田原頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	豊畑頭首工	同
同	川合第8号頭首工	同
同	川合第13号頭首工	同

- 同 川合第14号頭首工 同
- 同 東別第2号頭首工 同

北海道告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町豊里380（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別566・588の1・598の1・字上更別483の1・525の3・525の10・525の17・525の19（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 苫小牧市字静川194の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
文珠第一号沢川（I-05-0290）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する）

北海道告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠7（I-0-362-362）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠8（I-0-363-363）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠10（I-0-365-365）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠11（I-0-366-366）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠12（I-0-367-367）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠13（I-0-368-368）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠14（I-0-369-369）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 歌志内文珠26 (Ⅱ-0-325-325)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市字文珠 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 歌志内文珠30 (Ⅱ-0-329-329)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市字文珠 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 若鍋沢川 (Ⅰ-05-0280)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市字文珠 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校の沢川 (Ⅰ-05-0740)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市字文珠 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>(「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p> <hr/>
--	--